

○津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例

平成 21 年 10 月 9 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 17 号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定により管理者の住民に対する財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表は、この条例の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 財政事情の公表に関する事項については、津山市財政事情の公表等に関する条例（昭和 39 年津山市条例第 4 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。